

# 特許法等の一部を改正する法律案の概要

平成31年3月  
経済産業省

## 1. 法律改正の趣旨

- デジタル革命により業種の垣根が崩れ、オープンイノベーションが進む中、中小・ベンチャー企業等が優れた技術を活かして飛躍するチャンスが拡大するとともに、優良な顧客体験が競争力の源泉となってきた。
- このような変化を踏まえて、特許等の権利によって、紛争が起きても、大切な技術等を十分に守れるよう、産業財産権に関する訴訟制度を改善するとともに、デジタル技術を活用したデザインの保護や、ブランド構築等のため、意匠制度等を強化する。

## 2. 法律改正の概要

### (1) 特許法の一部改正

#### ① 中立な技術専門家が現地調査を行う制度(査証)の創設

特許権の侵害の可能性がある場合、中立な技術専門家が、被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権の侵害立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する制度を創設する。

#### ② 損害賠償額算定方法の見直し

##### (i) 侵害者が得た利益のうち、

特許権者の生産能力等を超えるとして賠償が否定されていた部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、損害賠償を請求できることとする。

##### (ii) ライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、

特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨を明記する。

※②については実用新案法、意匠法及び商標法において同旨の改正を実施。

## (2) 意匠法の一部改正

### ① 保護対象の拡充

物品に記録・表示されていない画像や、建築物の外観・内装のデザインを、新たに意匠法の保護対象とする。

### ② 関連意匠制度※の見直し

※自己の出願した意匠又は自己の登録意匠(本意匠)に類似する意匠の登録を認める制度

一貫したコンセプトに基づき開発されたデザインを保護可能とするため、

(i) 関連意匠の出願可能期間を、本意匠の登録の公表日まで(8か月程度)から、本意匠の出願日から10年以内までに延長する。

(ii) 関連意匠にのみ類似する意匠の登録を認める。

### ③ 意匠権の存続期間の変更

「登録日から20年」から「出願日から25年」に変更する。

### ④ 意匠登録出願手続の簡素化

(i) 複数の意匠の一括出願を認める。

(ii) 物品の名称を柔軟に記載できることとするため、物品の区分を廃止する。

### ⑤ 間接侵害※規定の拡充

※侵害を誘発する蓋然性が極めて高い予備的・幫助的行為を侵害とみなす制度

「その物品等がその意匠の実施に用いられることを知っていること」等の主観的要素を規定することにより、取り締まりを回避する目的で侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等する行為を取り締まれるようにする。

## (3) その他

公益団体等(自治体、大学等)が自身を表示する著名な商標権のライセンスを認める等の措置を講ずる。

## 3. 施行期日

一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

# 特許・意匠・商標制度の見直し

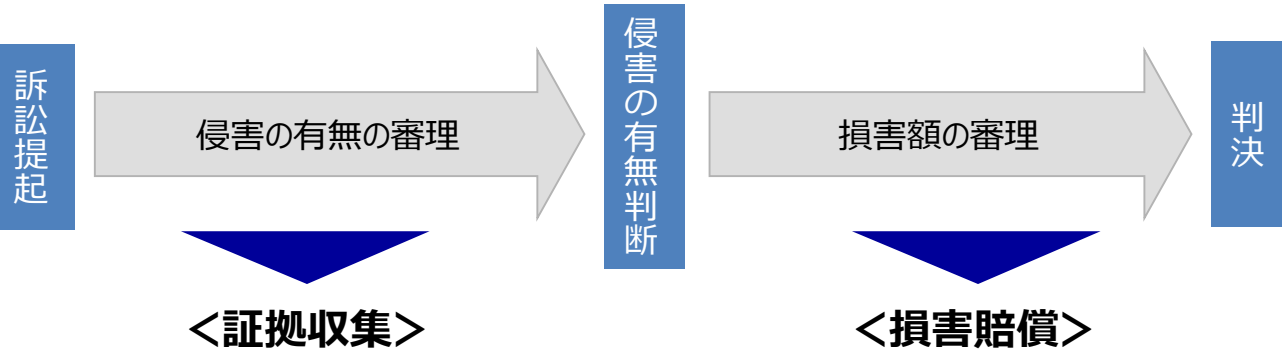
デジタル革命により業種の垣根が崩れ、オープンイノベーションが進む中、中小・ベンチャー企業が優れた技術を活かして飛躍するチャンスが拡大。せっかく取得した特許で大切な技術を守れるよう、訴訟制度を改善する。

優良な顧客体験が競争力の源泉として重要性を高める中、デジタル技術を活用したデザイン等の保護や、ブランド構築のため、意匠制度等を強化する。

## 1. 特許訴訟制度の充実

### 特許侵害の特殊性

- **侵害が容易**（特許は公開、物理的に盗む必要なし）
  - **立証が困難**（証拠は侵害者側に偏在）
  - **侵害を抑止しにくい**（刑事事件の起訴なし）
- ⇒ 「**侵害した者勝ち**」にならないよう配慮が必要



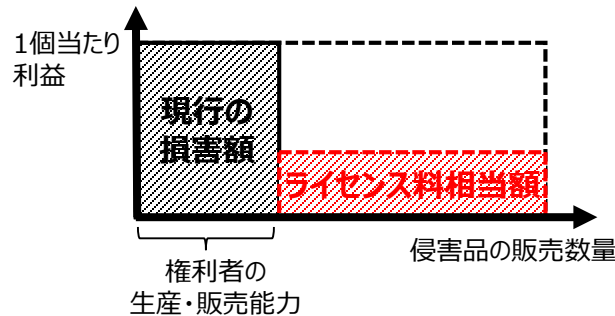
### ① 専門家による現地調査 【査証】

〔裁判所が中立公正な専門家を選定  
侵害が疑われる者の施設へ立入り〕

- ✓ **製品を分解しても分からない、入手できない等の場合に有効**
  - 製造方法
  - BtoB製品
  - プログラム 等
- ✓ **要件は厳格に設定**
  - 侵害行為の立証に必要
  - 特許権侵害の蓋然性
  - 他の手段では証拠が十分に集まらない
  - 相手方の負担が過度にならないこと
- ✓ **秘密保護の仕組みを導入**
  - 専門家の選定にかかる異議申立て
  - 報告書中の秘密情報の黒塗り
  - 専門家の秘密漏洩に対する刑事罰

【特許法第105条の2等関係】

### ② 権利者の生産・販売能力等を 超える部分の損害を認定 (ライセンス料相当額)



- ✓ **中小・ベンチャー企業にも十分な賠償**

### ③ ライセンス料相当額の増額

- ✓ 特許が有効であり侵害されたことが裁判で認定されたことを考慮できる旨明記

【特許法第102条関係】  
※実用新案法第29条、意匠法第39条、商標法第38条  
においても同様に改正

## 2. 意匠制度の拡充

### ① 保護対象の拡充 【意匠法第2条、第8条の2関係】

#### ✓ 物品に記録・表示されていない画像

例1) クラウド上に保存され、ネットワークを通じて提供される画像



例2) 道路に投影された画像



#### ✓ 建設物の外観・内装デザイン

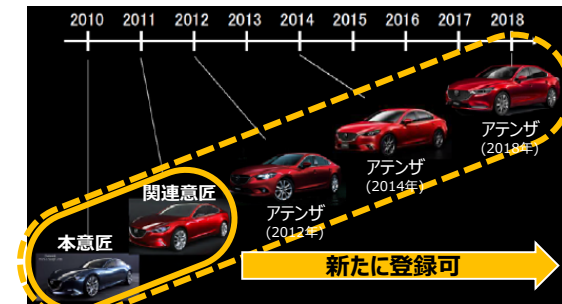
例3) 内装デザインによるブランド構築  
(auショップ池袋西口駅前店)



特徴的な形状のテーブルやカウンター等を用い、それらの特徴が際立つ形で、全体的にオレンジと白の2色のみによる効果的な色彩を施し、統一感を実現している点が特徴。

### ② 関連意匠制度の拡充 【意匠法第10条関係】

- ✓ 長期に亘り、一貫したコンセプトに基づき開発されたデザインを保護可能とする。
  - 本意匠の出願から10年以内であれば登録可（これまでは8か月程度）
  - 関連意匠にのみ類似する意匠であっても登録可



※関連意匠の存続期間は、いずれも本意匠の出願日から25年(改正後)まで

### ③ その他 【意匠法第7条、第21条、第38条等関係】

- ✓ 意匠権の存続期間を「登録日から20年」から「出願日から25年」にする。
- ✓ 複数の意匠を一括して出願できる制度の導入
- ✓ 模倣品対策
  - 取り締まりを回避する目的で侵害品を**構成部品に分割して製造・輸入等する行為も**取り締まれるようにする。 等



例4) 意匠登録を受けた美容用ローラー

**改正後**  
侵害品を構成するボール部とハンドル部を分割して製造・輸入等した場合、一定の要件のもとで、**意匠権侵害とみなす**。

## 3. 商標制度の見直し

- ✓ 公益団体等（自治体、大学等）が自身を表示する著名な商標についてライセンスを認め、ブランド化を促進

【商標法第31条関係】



例5) A B C大学の商標



をコップに用いる例